

大川広域志度クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴う工事監理委託業務 仕 様 書

第1章 共通仕様書

1 業務の名称

大川広域志度クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴う工事監理委託業務

2 業務の目的

本業務は、大川広域行政組合（以下、本組合と言う）が発注する大川広域志度クリーンセンター基幹的設備改良工事（以下、本工事と言う）に際して、本組合監督職員を補佐し、発注仕様書、設計図書等に示された工事の内容が設計及び施工の過程において適正に実施され、所定の性能、安全性及び維持管理の容易性を有した施設が建設されるように専門的技術者による設計及び施工の総合管理を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)までとする。

4 業務の内容

(1) 設計監理業務

- ア 実施設計図書の審査
- イ 施工承認図書の審査
- ウ 交付金申請書、同実績報告書の審査
- エ その他の図書の審査
 - ① 官公庁等への届出あるいは許認可申請書類
 - ② 試運転計画書、試運転要領書及び試運転結果報告書
 - ③ 運転指導計画書
 - ④ 引渡性能試験要領書及び引渡性能試験結果報告書
 - ⑤ 完成図書

- オ 設計協議への参加
- カ 検討結果の報告

(2) 施工監理業務

- ア 会議等への出席
- イ 施工状況の確認及び検査
- ウ 出来形確認
- エ 引渡性能試験立会い
- オ 業務報告
- カ 交付金申請書、同実績報告書の審査

(3) 会計検査等対応業務

- ア 会計検査対応

5 仕様書の適用

本業務は、本仕様書（共通仕様書及び特記仕様書）に従い実施するものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び業務上必要と思われる事項については、本組合と協議の上これを定めるものとする。

6 準拠する手引及び法令等

本業務は、次に掲げる関係法令及び規程等に基づいて処理するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 大気汚染防止法
- (6) 騒音規制法
- (7) 振動規制法
- (8) 悪臭防止法
- (9) 日本産業規格（J I S）
- (10) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (11) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (12) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (13) 日本照明器具工業会規格（J I L）
- (14) 電機設備に関する技術基準を定める省令
- (15) 内線規程
- (16) 消防関係法
- (17) 土木学会コンクリート標準示方書
- (18) 舗装設計施工指針（日本道路協会）
- (19) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（建築・機械設備・電気設備）公共工事標準仕様書
- (20) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準
- (21) 香川県条例
- (22) 大川広域行政組合の条例及び規則その他の諸規程
- (23) 前各号に掲げるもののほか、本業務に係る法令、通達等

7 中立性の義務と秘密保持

本業務を受注する事業者（以下「受注者」という。）は、本業務の遂行により知り得た事項を本組合の許可なしに第三者に漏らさないこと。また、常にコンサルタントとして中立性を厳守し業務を行うこと。

8 書類の提出

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、本組合が定める次の書類を提出すること。

- (1) 業務着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 業務計画書（業務工程表を含む。）
 - ウ 管理技術者等届等（経歴書及び資格者証の写し並びに自社社員を証明する書類の写しを添付すること。）
 - エ その他本組合が指定する書類
- (2) 業務完了時
 - ア 業務完了届
 - イ 成果物引渡し書
 - ウ 請求書
 - エ その他本組合が指定する書類

9 関係官公署等との協議

受注者は、関係する官公署等との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、この内容は遅滞なく本組合に報告すること。

また、本組合が官公署等との協議、組合議会及び大川広域志度クリーンセンター管理運営協議会等の開催を必要とする場合、受注者は誠意をもって助言や資料作成の支援を行うこと。

特に本工事は能力及び構造の変更を伴うことから、香川県への必要な届出を各届出期日までに香川県と事前協議し提出できるよう助言及び書類の作成の支援を行うこと。

工事着手前に必要な香川県への届出例

○廃棄物処理法

①手続名：市町村の変更に係る一般廃棄物処理施設の届出

届出期日：変更の工事に着手する30日前まで

○大気汚染防止法

②手続名：ばい煙発生施設の構造等の変更の届出

届出期日：変更の工事に着手する60日前まで

③手続名：水銀排出施設の構造等の変更の届出

届出期日：変更の工事に着手する60日前まで

○水質汚濁防止法

④手続名：特定施設等の構造等の変更の届出

届出期日：変更の工事に着手する60日前まで

○ダイオキシン類対策特別措置法

⑤手続名：特定施設等の構造等の変更の届出

届出期日：変更の工事に着手する60日前まで

10 参考文献等の明記

本業務の実施にあたり、文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

11 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めない。ただし、本組合が必要と判断した場合、組合と受注者による協議により、業務内容を変更する場合は、この限りでない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受注者の負担において行うものとする。

12 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、本組合と協議しなければならない。

13 管理技術者等

受注者は、以下に掲げる資格を有する技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者の資格及び実績

① 資格

次のいずれかの資格を有すること。

ア 技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」

イ 技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」

- ② 実績
 - 本業務と同種または類似業務を過去10年以内（平成25年度から令和4年度の受注業務）に1件以上、担当し完了した実績を有すること。
- (2) 照査技術者の資格及び実績
 - ① 資格
 - 次のいずれかの資格を有すること。
 - ア 技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」
 - イ 技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」
 - ② 実績
 - 本業務と同種または類似業務を過去10年以内（平成25年度から令和4年度の受注業務）に1件以上、担当し完了した実績を有すること。
- (3) 土木工事監理技術者
 - 一級土木施工管理技士の資格を有すること。
- (4) 建築工事監理技術者
 - 一級建築士の資格を有すること。
- (5) プラント機械工事監理技術者
 - 一級管工事施工管理技士の資格を有すること。
- (6) プラント電気工事監理技術者
 - 一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。
- (7) 各技術者は、受注者と1年以上恒常的な雇用関係にある者であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点で1年以上の雇用関係）が確認できる書類を提出すること。
- (8) 監理体制
 - 設計監理、施工監理ともに非常駐監理（重点監理）方式とする。
- (9) 現場事務所
 - 受注者は本工事請負者が設置する仮設事務所を使用すること。
- (10) 管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。（3）～（6）の監理技術者と管理及び照査技術者の兼務は認める。

14 技術者の交代

管理及び照査技術者は原則として変更を認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、その理由及び新たに配置する技術者が該当する資格要件を満たすことを証明する書類を本組合に提出し、承諾を受けること。

15 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料のうち、本組合が所有し、貸出し可能な下記資料は所定の手続を経て貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本組合に提出し、注意深く保管しなければならない。また、貸与を受けた資料が不要となったときは、速やかに返却すること。

- (1) 建設当初基本図書（実施設計書・取扱説明書・機器リスト）
- (2) 設備台帳
- (3) 修繕・補修履歴
- (4) 定期整備工事報告書（竣工から直近まで）
- (5) 運転管理報告書（日報・月報）
- (6) 日常・定期維持管理の内容及び報告書
- (7) 運転管理費用（電気・燃料・薬品・水道・その他）

- (8) 精密機能検査報告書（最新版）
- (9) 長寿命化総合計画書（最新版）

16 打合せ及び議事録

受注者は、本業務の目的を達成するため、必要に応じて本組合との打合せを行うこと。

なお、受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を作成し、相互に確認すること。

初回打合せの際には、中間打合せおおよその時期を設定するとともに、その打合せ内容や目的を明らかにして業務の効率化の認識を本組合と共有すること。

17 疑義の解釈

受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるとき、あるいは本業務を履行中に疑義を生じた場合は、速やかに本組合と協議を行い、本組合の意図を十分理解し業務を履行するものとし、業務等に支障が生じないようにすること。

18 成果品の検査と納品

受注者は、業務完了に際し、速やかに業務完了通知書及び本仕様書に指定された提出図書一式を提出し、本組合検査員による業務完了検査を受けること。成果品の内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正を行うこと。

検査合格後、業務完了届、成果品を提出し本業務の完了とする。

また、本業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受注者は速やかに成果品の訂正を行うこと。これに要する費用は、受注者の負担とする。

19 成果品

受注者は、委託期間の完了日までに、あらかじめ本組合と協議し、次の成果品を提出すること。

- | | | |
|-----|-------------------|----|
| (1) | 施工監理業務年度報告書 | 3部 |
| (2) | 本業務において収集及び作成した資料 | 一式 |
| (3) | 打合せ議事録 | 1部 |
| (4) | (1)～(3)に係る電子データ | 一式 |

第2章 設計監理・施工監理業務

業務の内容は、本工事における土木・建築工事、プラント機械・電気計装設備工事の設計監理及び施工監理とし、本工事に係わる本組合監督員の承諾行為等を補佐するものである。

1 設計監理業務

設計監理業務は、本工事請負者から本組合に提出される「実施設計図書」「施工承諾図書」及び「その他図書」等を審査する業務である。

(1) 業務の進め方

本工事請負者から提出される「実施設計図書」「施工承諾図書」及び「その他図書」等について、発注仕様書、各種共通仕様書等との整合性を確認するとともに施工性及び維持管理等に関する技術的検討を行い、その結果を本組合に報告すること。

(2) 実施設計図書の審査

① 審査対象となる実施設計図書

- ア 設計計算書
- イ 設計図面
- ウ 計装系統図
- エ 電気設備図
- オ 工事仕様書
- カ 工事工程表（申請・手続き含む）
- キ 内訳書
- ク その他指示する図書

② 審査の方法

発注仕様書、技術提案書等に基づいて本工事請負者が作成した実施設計図書について、事前の設計協議結果等も含め、その妥当性（施設の全体計画、施設の機能性及び維持管理の容易性、施工性等）を検討し、本組合の意図が反映された内容となっているかを確認すること。

(3) 施工承認図書の審査

① 審査対象となる施工承認図書

- ア 機器詳細図
- イ 施工要領書
- ウ 検査要領書
- エ 計算書、検討書
- オ その他必要な図書

② 審査の方法

実施設計に基づいて作成される個々の設備・装置等の「施工承諾図書」について、「実施設計図書」等との整合性を確認するとともに、選定機種・能力・材質等の妥当性及び稼動時における操作性並びに保守点検の容易性・安全性・施工上の問題の有無等に関して考察すること。

(4) 交付金申請書、同実績報告書の審査

交付金交付申請書については、年度ごとに、交付要綱、取扱要領に基づき、事前に審査し、必要な書類等の作成を行うこと。交付金事業実績報告書についても、工事実績と上記要綱等に基づき、事前に審査し、必要な書類等の作成を行うこと。

(5) その他の図書の審査

① 審査の対象となるその他の図書

- ア 官公庁等への届出あるいは許認可申請書類

- イ 試運転計画書、試運転要領書及び試運転結果報告書
- ウ 運転指導計画書
- エ 引渡性能試験要領書及び引渡性能試験結果報告書
- オ 完成図書
- カ その他指示する図書

② 審査の方法

発注仕様書及び実施設計図書との整合性、並びに記載内容の妥当性を確認すること。

(6) 設計協議への参加

本組合の発注意図を確実に反映させるため、実施設計図書及び各種承認図書を作成するための事前協議、またはそれらの図書の審査結果等に係る協議に出席し、本工事請負者に対して必要かつ適切な指示を行うこと。

(7) 検討結果の報告

実施設計図書審査、施工承認図書審査及びその他の図書審査の検討結果は、図書の変更または改善すべき事項を指摘し、あるいは設計者の意図について説明を要する事項等を取りまとめ、速やかに本組合に報告すること。また、設計協議を行った場合は、議事録等により本組合に提出すること。

2 施工監理業務

施工監理業務は、本組合監督員等の「監督業務」及び「検査業務」を専門的かつ技術的側面から補佐する業務である。

(1) 業務の進め方

工事の進捗に応じた重点監理により、工程及び施工状況の確認、各種検査への立会い等を行い、その結果を本組合へ報告すること。

(2) 会議等への出席

本工事着工後、本工事竣工引渡まで行われる会議等に出席し、本工事進捗状況等の確認、設計施工に関する協議等を行うこと。

① 定例会議

月1回の全体会議とし、必要に応じて各担当技術者が出席すること。

② 工程会議

月2回（うち1回は定例会議と兼ねる）の工程会議とし、必要に応じて各担当技術者が出席すること。

(3) 施工状況の確認及び検査

発注仕様書、実施設計図書及び施工承認図書に基づいて行われる本工事の施工状況について、本組合が指示する場所に出向し、設計図書等と照合し、出来形を確認すること。

① 施工状況の現場確認及び検査

本工事の必要に応じて、建築関係、機械・配管関係、電気・計装関係及びその他の各担当技術者が適宜、施工状況を確認し、設計図書等との照合、工事材料の品質確認及び検査、出来形の中間確認を行うこと。

② 工場検査

製品の工場検査は本組合の指示により行い、検査内容に応じて建築関係、機械・配管関係、電気・計装関係及びその他の各担当技術者が検査場所に出向すること。

(4) 出来形確認

年度末及び本工事の完了前に、建築関係、機械・配管関係、電気・計装関係及びその他の各担当技術者が本工事の出来形を確認すること。

- (5) 引渡性能試験立会い
本工事請負者が実施する引渡性能試験に立会い、試験の実施状況を確認すること。
- (6) 業務報告
工程会議等の出席記録、施工状況等の各種確認結果は、議事録または報告書にて、速やかに本組合に報告すること。
- (7) 交付金申請書、同実績報告書の審査
交付金申請書については、年度ごとに、交付要綱、取扱要領等に基づき、事前に審査し、必要な書類等の作成を行うこと。交付金事業実績報告書についても、工事实績と上記要綱等に基づき、事前に審査し、必要な書類等の作成を行うこと。

3 会計検査等

本工事は交付金対象事業であるため、会計検査を受けることを前提に書類関係を審査整理し、十分な補佐を行うとともに、会計検査に立会い、必要な書類の整備に協力すること。